2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第六十条の五　寡婦年金の受給権者は、法第二十条第一項若しくは第五十二条又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて支給を停止されている寡婦年金につき、支給停止の事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第六十条の三第一項に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない寡婦年金の受給権者に係る届出等）

第六十条の六の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による寡婦年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（失権の届出）

第六十条の七　寡婦年金の受給権者は、法第五十一条又は附則第九条の二第五項（法附則第九条の二の二第六項及び平成六年改正法附則第二十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至つたとき（六十五歳に達したとき又は死亡に係るときを除く。）は、次に掲げる事項を記載した届書に、寡婦年金の年金証書を添えて、当該事実があつた日から十四日以内に、これを機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第六十条の五　寡婦年金の受給権者は、法第二十条第一項若しくは第五十二条又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて支給を停止されている寡婦年金につき、支給停止の事由が消滅したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第六十条の三第一項に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない寡婦年金の受給権者に係る届出等）

第六十条の六の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による寡婦年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（失権の届出）

第六十条の七　寡婦年金の受給権者は、法第五十一条又は附則第九条の二第五項（法附則第九条の二の二第六項及び平成六年改正法附則第二十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至つたとき（六十五歳に達したとき又は死亡に係るときを除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、寡婦年金の年金証書を添えて、速やかに、これを機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）